

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 20 日

食鳥処理衛生管理者の登録講習会
受講希望者 各位

公益社団法人日本食品衛生協会
公 益 事 業 部

食鳥処理衛生管理者の登録講習会の受講希望の 調査について

当協会の事業運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関する法律第 12 条 5 項第 4 号に基づく食鳥処理衛生管理者の登録講習会につきまして、食鳥処理衛生管理者の設置が必要な施設における当講習会の受講希望者数を把握したく、受講希望者の調査にご協力下さいますようお願いいたします。

平成 29 年度における標記講習会につきましては、受講希望者が一定数以上となった場合、開催のための登録を申請いたします。なお、開催の可否につきましては、受講を希望された方宛にご連絡いたします。

つきましては、下記、開催概要をご確認のうえ、受講を希望される場合は、受講希望者調査票(別紙 2)にご記入いただき、平成 29 年 8 月 31 日(木)までに、FAX(03-3403-2384)にて送信いただきますようお願いいたします。

記

1. 受講資格

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 12 条第 5 項第 4 号の規定に基づき、以下の条件を満たす者

- (1) 学校教育法に基づく中学校を卒業した者または中等教育学校の前期課程を修了したものまたは厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 食鳥処理の業務に 3 年以上従事した者

注)ここでいう食鳥処理とは次に掲げる行為をいう。

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」第2条

イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。

ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。

2. 開催日程及び会場

講習期間は3日間(連続)とし、会場は受講希望者の地域を考慮して数か所設定

3. 講習科目(6科目 24時間)

公衆衛生学概論	(4時間)	家きん疾病学	(6時間)
食鳥検査関係法令	(4時間)	食鳥肉衛生学	(6時間)
家きん解剖・生理学	(2時間)	関連法令	(2時間)

4. 受講料

一人につき 40,000円(税込・予定)

(テキスト代含む。なお、開催会場までの交通費、宿泊費、食事代等の個人費用は含まれておりません。)

5. 調査書の提出先・お問い合わせ先

公益社団法人日本食品衛生協会 公益事業部食品衛生推進課 (担当:朝川、三元)

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1

TEL 03-3403-2112 FAX 03-3403-2384

※別紙2の調査票はFAXにて送信してください

以 上

